

平成30年8月23日

種田教育長 様

おはようございます。

私の質問に対する回答を昨日（22日）、議会事務局から受け取りました。
私の方のメール確認の手違い（？）から、受け取ることが遅れてしまいました。

回答を読んで、「改めて確認したい部分」と「疑問が氷解していない部分」もあり、
ここに『再質問』する次第です。宜しくお願い致します。

1, 確認をお願いしたい部分。

確認をして頂くために、再度、基本協定書の条文を確認します。

- **基本協定書の第6条第2項の（1）**には次のようになっています。

**通園は甲（安平町）の所有するバスで安平、遠浅、富岡各地の園児を
甲（安平町）の管理のもとに運行させる。運行には・・・」（第6条2の1）**

確認① 安平、遠浅、富岡各地の通園バスに事故があった場合の安平町が管理責任を負うという意味ですね。

つまり、児童保護者への賠償責任は、事故の内容に応じて安平町が責任を負う、という意味ですね。リズム学園は法的責任は負わない、という意味ですね。

（自損事故の場合は、基本的には100%安平町、相手がある場合は相応の責任分担はある、という認識ですね）

確認② 回答に「運行の業務委託」を「昨年度までシルバーセンター」「今年度よりリズム学園に行った」旨の回答がありました。

これは、上記の「関係条文の変更がない」との回答と併せてありましたので、業務の委託が誰になろうと、『バス運行の管理責任は、バスの所有者である安平町にある』との認識であると理解してよろしいですね。

質問と全くかみ合っていない回答は、回答に値しません。

再質問・・・改めて回答をお願いしたい！

- 基本協定書の第6条第3項は、以下のようになっています。

「貸し付けた土地及び建物の維持管理に関する経費は乙の負担とする。
ただし、共有部分にかかる経費及び大規模な改築や改修等の経費負担は、甲乙協議」(第6条第3項)

ここでいう「甲」とは安平町であり、「乙」とはリズム学園です。

1, 以下の「教育委員会回答」は、「私の質問」とかみ合っていると思いますか？

「教育委員会回答」・・・「貸し付け」の対象は、専用部分と共有部分

『私の質問①』「ただし、共有部分にかかる・・・」とあるのは、この条文の前の文章は、『専用部分』のことであるということになりませんか？
つまり、『協議』が義務づけられているのは、『共有部分』だけであり、『専用部分』は、「協議の対象」ではありません。

※上記の教育委員会回答は、教育委員会参事の役職名で送られてきていますが、この回答文は、私の質問とは全くかみ合っておりません。
教育長は目を通したものですか？ 『トンチンカン』な回答です。